様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　9月　3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　きょうわてくのろじぃずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 協和テクノロジィズ株式会社  （ふりがな） そごう　げんたろう  （法人の場合）代表者の氏名 十河　元太郎  住所　〒530-0016　大阪府大阪市北区中崎1丁目2番23号  法人番号　9120001062993  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Webサイト  >DX実現への取り組み | | 公表日 | 2022年 7月 27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み>デジタル技術が与える影響、経営ビジョン(DXビジョン)、当社におけるDX取り組みの方向性  https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/ | | 記載内容抜粋 | ＜デジタル技術が社会に与える影響＞  新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大やロシアのウクライナ侵攻といった世界の価値観を変容させるイベント、地球温暖化に伴う異常気象や世界レベルでの人口爆発と対して先進国での少子高齢化や人口減少等の社会課題、こういった予測や対処が大変困難な世界であるＶＵＣＡ時代において、我々企業が提供すべき価値においても同じく革新的な変化や進化が求められています。  その革新的な変化や進化を可能とする手段/武器として注目されているのが、５Ｇ、クラウドといった強力なインフラ技術をベースとしたIoT/AIといったデジタルツールであり、これらを活用することで実現する企業価値の革新的な変化や進化がＤＸの真意といえます。  ＜経営ビジョン(DXビジョン)＞  DXビジョン「ICTとそれを支える現場の力で、社会や人々の生活をもっと元気に便利に」を実現すべく、お客様へ新しい価値と感動をご提供できる会社になることを目指して参ります。  ＜当社におけるDX取り組みの方向性＞  当社には既に長年にわたり現場の通信/ＩＴインフラ事業で得られたお客様の現場の様々な情報/データが蓄積されています。これらを統合し、当社がこれから強化する“デジタルマーケティング機能”で、お客様に関する全ての情報（現場データ、コミュニケーション履歴他）にマーケット情報、技術トレンド情報と合わせ分析することで、お客様が目指すべきＤＸの姿を描き、付加価値提案を推進して参ります。  当社は現在の強みである「通信/ＩＴインフラを支える現場力」をお客様のＤＸ推進につなげるべく、DX実現に最適なソリューション、インフラまでトータルに提案します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は、当社において取締役会に準じる会議体である「役員会」にて2022年6月13日に承認決議された内容となります。  これら戦略は当社ホームページにて代表取締役兼CEO及び取締役社長兼 COOの連名でお客様へのメッセージとして公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト  > DX実現への取り組み | | 公表日 | 2022年　7月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み>当社におけるDX戦略  https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/ | | 記載内容抜粋 | ＜当社のDX戦略＞  １）データ活用による新たな価値創造への挑戦  ・当社ではクラウド上に新全社情報システム(KINGS X）を導入し、従来データ化されていなかったプリセールスから受注後の現場データ、成果物等の案件情報、それに付随するお客様とのコミュニケーション履歴等、社内に点在するあらゆる情報のデータ化・統合化を図って参ります。（令和６年度＜2024年度＞完成目標）  ・本システム導入により、経営層、管理者、現場担当者がそれぞれ必要なタイミングに必要なデータへのアクセス、分析が可能となり、協和テクノロジィズ全体でデータに基づいたお客様への新たなバリュー提供を目指します。  ２）お客様の特性にあったDXトータル提案の推進  ・当社は、自社で培った情報のデータ化、データ活用のノウハウに加えて、長年現場で培ってきた経験をもとにお客様の業種特性を考慮したDXソリューションを整備し、お客様のDX推進をサポートします。  ・さらに当社の強みである“社会インフラの事業通信/ＩＴインフラを支えてきた技術力”を進化させ、セキュアで安心・安全なＤＸを支えるインフラの設計・構築も含めトータルでお客様に提案して参ります。  ３）安全・安心なまちづくりへの貢献  急速な都市化・グローバル化や地球温暖化に伴う異常気象による豪雨、水害、土砂災害といった災害リスクなど、安心・安全な街づくりは喫緊の課題です。当社は都市インフラの様々な課題をICTの力で解決して参りました。これからのより持続可能な豊かな社会に向け、当社は都市インフラ全体のデータ活用やデジタルによる課題解決に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は、当社において取締役会に準じる会議体である「役員会」にて2022年6月13日に承認決議された内容となります。  これら戦略は当社ホームページにて代表取締役兼CEO及び取締役社長兼 COOの連名でお客様へのメッセージとして公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み>DX推進体制https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/ | | 記載内容抜粋 | ・当社はDX推進プロジェクトを立ち上げ、本プロジェクトでの活動を中心に戦略を実現して参ります。  ・加えて、当社では社員全体のDXリテラシーを高め、戦略を具現化出来るように人財育成施策にも注力しております。  　＜人財育成施策＞  ■全社員のDXリテラシーの向上  ・当社オリジナル教育「DX塾」をメニュー化。　　　　現場中核社員全体に受講促進  　・社員全体にDX検定（日本イノベーション融合学会主催認定)受検を推奨  ■コンサルティング人財、DXテクノロジー専門人財の育成  　・コンサルスキル向上を図るためにビジネスコンピテ　ンシー診断実施し、スキルの可視化を推進  ・DXテクノロジー専門人財育成に向けた資格取得促進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み>DX推進に向けた環境整備  https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/ | | 記載内容抜粋 | 当社ではDX戦略実現に向けて以下環境整備に取り組んでおります。  ＜ITシステム活用整備計画＞  当社では予算配分を攻めのITシステムにシフトしており、その投資額は年間売上１％に増大させております。  現在、当社ではDX戦略実現の礎となる「新全社情報システム(KINGS X）」の導入に取り組んでおり令和6年度完成に向けて開発を進めております。  ＜DXテクノロジー専門人財育成＞  当社のDX戦略実現に向けてテクノロジー資格を全社奨励資格として位置づけ、取得促進を推進しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト  > DX実現への取り組み | | 公表日 | 2022年　7月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み>DX戦略推進達成状況の指標と進捗  https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/ | | 記載内容抜粋 | 当社は令和6年度までに、DX推進によって目指す姿を実現するため、以下の目標を掲げております。  ＜新全社情報システム構築＞  新基幹システム「KINGS X」令和6年度稼働  ＜目標売上比率＞  DX関連売上比率：令和6年度までに当社売上全体の  うち３割とする  ＜DXテクノロジー専門人財の育成目標数値＞  クラウドエンジニア（フルスタック）：30名  セキュリティエンジニア：4名  データサイエンティスト：2名  ＜コンサル人財育成＞  デジタルマーケティング営業部隊：20名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　7月　27日 | | 発信方法 | DX推進プロジェクトの総責任者である取締役社長 兼 COO名で、当社ウェブサイトにて今後の方向性や戦略の推進状況について発信しております。  協和テクノロジィズ株式会社公式Webサイト>協和テクノロジィズについて>DX実現への取り組み  https://www.kyotec.co.jp/dx\_challenge/  DX推進の進捗状況(2022年6月13日現在)  https://www.kyotec.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/07/DXdocument-1.pdf | | 発信内容 | 当社におけるDX推進の取組み、その進捗状況を発信しております。  ・KINGS X　開発状況  ・人財育成の状況　　等 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　6月頃　～　継続中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPA自己診断フォーマットに入力しております。  最新のデジタル技術については、DX推進プロジェクトの総責任者である取締役社長が中心となってその動向を把握するとともに評価し、お客様向けのソリューションへの適用の可能性を検討しております。  また、自社のITシステムについては、ビジネス環境や利用状況をふまえ、情報資産の現状を定期的に分析・評価し、課題を役員会等の会議体で議論しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ISMS：2012年　9月　～　認定取得継続中  　PMS ：2006年　4月　～　更新審査継続中 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティを事業継続のための重要な経営基盤として位置づけ、以下活動を行っております。  ■ISMS情報セキュリティの活動推進  適用規格：JIS Q 27001:2014（ISO/IEC27001:2013）  登録証番号：JQA-IM1115  登録日：2012年9月14日　以降継続審査、認定取得  ■PMSプライバシーマーク認定活動  登録番号：第21000210(10)号  Pマーク付与の有効期間：2024年5月16日～2026年5月15日 ２年毎の更新審査にて継続  ■セキュリティ監査の実施  運用状況はセキュリティ点検報告書を基にした月次の自主点検の他、年1回内部監査にて確認し、ルールの不遵守等がある場合は是正処置を実施。また外部監査は以下の周期で実施。ISMS：年１回 PMS：2年に１回  ■情報処理安全確保支援士 １名 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。